

令和2年度予算編成方針

令和元年9月25日
狭山市長 小谷野 剛

令和2年度は、「第4次総合計画前期基本計画」の最終年度であり、重点テーマである「若い世代を増やす」、「まちと産業に活力を」、「楽しめる健康高齢社会を」、「市政運営をみんなの力で」に関わる施策については、期間内での目標達成に向け重点的に取り組む必要がある。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の内容と密接に関連していることから、令和元年度までの対象期間を1年延長し、後期基本計画と一体にする方向で検討しているところであり、引き続き、人口減少への対応と地方創生の推進に特化した施策にスピード感を持って邁進しなければならない。

さらに、東京2020オリンピックの開催年であり、競技大会の開催会場市としての関連事業にも万全を期して取り組まなければならない年でもある。

こうした状況のなかで、歳入においては、根幹となる市税は、緩やかな景気回復傾向にあるものの、生産年齢人口の減少などにより、大幅な収入増加を期待することはできず、また、歳出においては、社会保障関係経費の増加とともに、公共施設等の老朽化に伴う施設の修繕や除却等の費用が増加するなど、財政状況は厳しい状況が続く見込みである。

このため、歳入においては、引き続き国県補助金などの財源の確保と後年度負担を考慮したうえでの市債の適正な活用、受益者負担の適正化に向けた見直しや新たな自主財源の確保に向けた一層の取り組みが必要である。また、歳出においては、真に行政が取り組むべき事業か、市民等と協働での事業展開ができないか、事業の優先度かつ緊急度はどうか、費用対効果はあるか、さらなるコストダウンはできないか等、行政経営的な視点からの精査が必要であり、スマート自治体への転換を加速しなければならない。

以上を踏まえ、全職員が限られた行政資源のなかで、歳入の確保を徹底するとともに、事業の選択と集中を図りながら、職員一丸となって予算編成に取り組むよう、次のとおり指示する。

I 基本事項

1 通年予算編成

当初予算は、経常的経費や政策的経費など、一年を通して必要となるあらゆる事務事業に係る経費を適正に見積もった通年予算とすること。

2 第4次総合計画前期基本計画等の推進

「第4次総合計画前期基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた

施策の着実な実施に向け、これらの計画等に位置づけた事業については、予算を優先的に配分すること。

3 予算編成の考え方

(1) 基本的な考え方

令和2年度当初予算編成にあたっては、一般財源総額に部ごとの枠を設けるとともに、事務事業一件ごとに査定を行う。

新規事業の予算要求は、「第4次総合計画前期基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策に沿った内容での計上を優先することになるが、この他に、市の魅力を高め、市の求心力アップにつながる事業については、その費用対効果が認められる場合は予算要求を可とする。

また、緊急性や優先度から、新規の事務事業を実施する場合や、既存の事務事業を拡充する場合は、他の事務事業の内容の見直しや廃止等により、財源を確保するほか、新たな財源の確保にも取り組むなど、事務事業の実施に必要な財源の捻出方法を明確に示すこと。

(2) 部内及び他部局間の調整

予算要求にあたっては、部をひとつの単位と捉え、部長の強いリーダーシップの下、部長査定を実施し、部内の要求額の調整を図ること。

なお、部長査定にあたっては、事務事業の取捨選択や一般財源の過不足調整等を行うとともに、特に、新規の事務事業の実施や既存の事務事業の拡充にあたっては、他の事務事業の廃止を含めて見直しを行うなど、スクラップアンドビルドに努めること。

また、事務事業のなかには、他部局と連携を図って実施することにより、事務事業の効果や効率性がより高まり、経費の節減も図られるものがあると思われることから、「縦割り」にならないよう留意し、積極的に横断的な連携に努め、他部局間の調整を図ること。

(3) 事務事業の実施手法の検討

事務事業の実施にあたっては、最小の経費で最大の効果を生むことができるよう、市民等との協働、民間活力の導入、IoT(モノのインターネット)・AI(人工知能)・RPA(業務の自動化)の活用等について検討を行い、可能なものについては予算要求に反映させること。

(4) 財源の確保

財源の確保にあたっては、国県その他、事業に関連する団体などからの補助金の獲得や、受益者負担の適正化に向けた見直しに努めるとともに、新たな財源の確保に向けては、先進的な取組や各課等において先行して実施している取組なども参考に、これまでの枠組にこだわらない様々な手法を検討すること。

特に、市民サービスを向上させるにあたっては、そのために必要な財源を新たに確保するという視点に立って、予算編成に取り組むこと。

(5)費用対効果等

行政評価の結果により、特に改善・効率化が必要とされた事業については、事務事業の費用対効果を十分に検証し、コストの適正化を図ること。

また、国県等からの補助金の廃止、縮減による減額分を市が負担している事務事業、近隣市や類似団体と比較して予算額が多い事務事業等については内容を精査し、当該事務事業の廃止や縮減に努めること。

なお、年度開始後、国県等からの補助金などに歳入不足が生じた際は、当該歳入を財源とする事業については、代替財源の見込みが立たない限り、原則、執行を認めないので、留意すること。

(6)事務事業の適正執行

複数年度にわたって事業を実施する場合や次年度以降の財政負担を伴う契約を行う場合は、債務負担行為を適切に設定すること。

また、例年繰越事業が発生していることから、事務事業の実施時期及び期間等を十分精査し、繰越明許の解消に努めること。さらに、予算流用は真にやむを得ないものに限り認めているが、安易な流用をすることのないよう、要求漏れや計上科目誤り等に留意し、適切に要求すること。

4 市長指示事項等

市長指示事項については、内容を確認のうえ、方法や費用対効果等について検討し、実施に向けて予算化に努めること。

また、市議会や監査委員等からの要望や指摘事項についても、実施方法や費用対効果等について検討し、実現に向けて予算化に努めること。

II 個別事項

- 1 市税については、課税客体の動向を的確に捕捉すること、また、収納率については決算時の率を参考とするとともに、令和元年度の状況及び徴税努力による収納率の向上を見込んで見積もること。
- 2 国県等からの補助金や交付金については、交付基準を再度確認するとともに、近年の交付状況も参考に、的確な捕捉に努めること。
- 3 新たな資金調達方法などを調査・研究し、創意と工夫をもって財源の確保に努めること。また、有料広告物掲載事業やふるさと納税事業等の自主財源の確保に資する事業については、その拡充に努めること。
- 4 起債については、交付税措置のある事業債を有効活用することとし、交付税措置のない事業債については、事業を十分精査するとともに、今後の償還状況を見据えたなかで、適正な活用を図ること。

- 5 令和2年度の国の制度改正や予算制度等は現時点では明確でないことから、現行制度に基づき見積もることとするが、制度改正や国県の予算編成の動向を見据え、制度改正等の内容が明らかになった場合には、予算へ迅速に反映させること。
また、国県等からの補助金の対象となる事務事業であっても、当該事務事業が本市にとって今後も必要なものであるか否かをよく精査したうえで予算要求すること。
- 6 実施計画事業については、総合計画策定委員会において調整が図られた事務事業費以内で予算要求することとするが、さらに事務事業費の縮減に努めること。
- 7 市費単独で実施する事務事業については、財源が最も有効的に活用されるよう、事務事業の廃止・縮小も含めて、ゼロベースから見直しを行うなど、部内調整を十分に図った上で予算要求すること。
- 8 公共施設の再編や、医療費を抑制するために健康づくり施策の充実を図るなど、後年度の財政負担の抑制に資する事務事業に取り組むこと。
また、市のブランド力を高めるとともに、人口減少の抑制や税収の増加につながるような事務事業にシフトさせること。
- 9 令和2年度より会計年度任用職員制度が始まるが、経費の増大が見込まれることから、事務の見直しを図り、雇用の人数と形態の適正化に努めること。

Ⅲ その他事項

1 特別会計及び公営企業会計

一般会計からの繰出金や負担金及び補助金は、総合計画策定委員会において調整が図られた金額以内で予算要求することとするが、さらに、金額の縮減に努めること。

なお、繰出金等は、その用途が明確なものに限定するとともに、一般会計への依存度を低減できるよう国県等からの補助金の捕捉に努めるとともに、受益者負担についても必要な見直しを図ること。

2 行財政改革の推進

平成28年4月策定(平成31年4月改正)の「狭山市行財政改革指針」に基づき、行財政改革に取り組んだ成果を予算編成に反映させるため、別途指示する事項を踏まえ予算要求すること。

3 その他

この予算編成方針によるほか、細部の取扱いについては、「令和2年度予算編成事務取扱要領」によること。